

## 米子市民インフルエンサー募集要項

### 1 目的

市民の視点から市の魅力、市政、イベント等の情報を積極的に発信することにより、市の認知度の向上及びシビックプライドの醸成を図るため、「米子市民インフルエンサー」を募集します。

### 2 募集人数

10人以内

### 3 活動期間

委嘱の日から令和9年3月31日まで

※活動実績、活動状況等を踏まえ、任期を更新する場合があります。

### 4 活動内容

市の依頼に基づき、自らが保有するSNSアカウントを使用して、次の活動を行っていただきます。

#### (1) 報酬の対象となる活動

##### ① 市政情報投稿

市が提示するテーマに基づき、市が提供する画像、資料若しくは文章又は自ら取材、撮影若しくは作成した画像若しくは文章により情報発信を行うもの

##### ② ファムツアー投稿

市が実施するファムツアーに参加し、その内容を取材し情報発信を行うもの

#### (2) 自主活動（報酬対象外）

次の活動を自主的に行うことができます。

- 市の魅力に関する自主的な投稿
- 報酬対象回数を超える投稿
- その他市が必要と認める活動

### 5 対象SNS

対象となるSNSは、次のとおりです。

- Instagram
- Facebook
- X

- TikTok

※応募時点で公開アカウントであることが必要です。

※報酬の対象となる投稿は、Instagram 及び Facebook のフィード投稿・リール投稿、X の投稿及び TikTok の投稿に限ります。

※応募申込書に、自らが保有し、米子市民インフルエンサーとして情報発信する際に使用する予定の SNS アカウントを記載してください（複数記載可・選考時の審査対象）。

## 6 応募資格

応募できる方は、次の要件を全て満たす方です。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 米子市内に住所を有すること。
- (3) Instagram、Facebook、X 又は TikTok のいずれかのアカウントを保有していること。
- (4) 本事業の目的を理解し、継続的に活動できること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

なお、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- 国又は地方公共団体の職員（会計年度任用職員を含む。）
- 国会議員、地方公共団体の議会議員その他公職にある方
- その他市長が適当でないと認める方

## 7 報酬

活動実績に応じて、次の報酬を支払います。

活動区分	報酬額
市政情報投稿	1回につき1,100円（年度内36回まで）
ファムツアー投稿	1回につき3,300円（年度内3回まで）

※同一のテーマについて、複数の SNS で発信された場合は、1回とカウントします

## 8 活動に係る費用負担

活動に必要な交通費、通信費、機材費その他の費用は、本人負担とします。

ただし、ファムツアーに係る施設入館料、体験料、食費等については市が負担します。

なお、集合場所まで及び解散場所からの交通費は本人負担となります。

## 9 応募方法

応募申込書、市税等納付確認同意書、照会承諾書を、下記へ郵送してください。

〒689-8686 米子市加茂町一丁目1番地

米子市 秘書広報課 市民インフルエンサー募集担当

## 10 募集期日

令和8年7月24日（金）必着

## 11 選考方法

応募者について、応募申込書及びSNSアカウントの内容により審査を実施します。

審査に当たっては、次の項目を評価します。

- 応募動機・意欲（30点）
- 米子市への理解・関心（25点）
- 情報発信力（20点）
- フォロワー数（25点）

※審査内容及び審査結果に関する個別のお問い合わせには回答できません。

## 12 結果発表

結果発表日 令和8年8月7日（金）正午頃

※選考結果は、応募申込書に記載いただいたメールアドレスに通知します。

## 13 委嘱及び説明会

選考の結果、採用された方には、市長が委嘱を行います。

委嘱に当たっては、報道機関に公開する形式での委嘱式を予定しています。

また、活動内容や投稿ルール、実績報告の方法等については活動開始前に、別途、説明会を開催しますので、原則としてご参加ください。

## 14 活動上の留意事項

活動及び投稿に当たっては、次の事項を遵守してください。

- 法令及び公序良俗に反しないこと
- 市の信用又は品位を損なう行為を行わないこと
- 著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないこと
- 虚偽又は誤解を招く情報を発信しないこと
- 特定の商品又はサービスに係る過度な宣伝とならないこと
- 投稿内容について十分な正確性を確保すること
- 投稿に関するトラブルが生じた場合は速やかに市へ報告すること
- 市の依頼に基づく投稿については、投稿文の見やすい位置に「#米子市民インフルエンサー」のハッシュタグを表示し、かつ、市の依頼に基づく投稿であることを記載すること

## 1 5 実績報告

インフルエンサーは、活動実績として次の内容を毎月報告していただきます。

- 投稿日
- 投稿テーマ
- 投稿媒体
- 投稿 URL
- 閲覧数、いいね数、リーチ数等（確認可能な範囲）

## 1 6 問い合わせ先

米子市総務部秘書広報課

電話：0859-23-5372

メール：hisho@city.yonago.lg.jp